

5/18

問題は何ら解決されてはいない 再度大学改革に取組もう

助手に対する事務局の独断的・不当処分！

学友諸君、当局の一方的措置によって、
年度4月30日まで6月間の支給がカットされるという重大な事態が発生した。
・当局は、①現時点では手続上一年間の滞り給金を支払うのは困難である。②44年4月より9月まで大学は全体として教員を減らす体制ではなかった。③助手・大学院手当は、講師以上のものとは支給基準が異なる（実助手手当である）という理由を以て6月間の手当の支給を拒否して来たのだ。然しながら④に關しては全く根拠がない。講師以上の手当は実助手より多く、助手のそれが実助手より少なかったら、授業調査が出ないし助手には支給されない。のだから何故講師以上について4月4月9月間に授業調査という報告がなされたのか。そこで組合は、この措置を「助手に対する不当差別である」として反対した。又理工支部執行委員会はそのような見解を出した。①6月間の手当が支給されない以上実質的な処分である。②処分の理由は全く根拠がない。③今回の措置は、大学自治に対する行政官僚の不当な介入である（授業が行われなかったから事務局長が一切判断した）そして自分達の不当責任はだれも助手の手当だけがカットされたからか、管理運営責任者として学長、副学長、書記長も非常に重大である。

2. 「平和な学園」に進行する中教組の専制と大学改革

学友諸君、かかる事態は一体何を意味しているのでしょうか？
一昨年春から二年間大学斗争が激化的に進められたが現在の大学は「嵐のあと」の観望にしている。しかし、大学斗争の中で提起された問題は何ら解決されてはいない。それはかりではない。
・助手に対する事務局の不当処分に対する知く、少くも大学自治や研究教育体制が実質的に中教組型に「改革」されていっているのだ！

3. 一昨年度の大学斗争は何故勝利し得なかったか

それでは何故斗争は勝利しえなかったか、学生、院生の運動は、自然発生的であったが故に全体的運動が支配的であった。それは政策面では、大学管理者への責任追及と大学の研究教育のあり方に対する一般的問いかけ、戦術面では無期限ストライキ、封鎖、自主管理などの特徴とし、その目標が不明確であり、学生の大多数が結果を得る戦術を提起することができなかったが故に、斗争が長期化し、卒業進学が日程に上つてくると、かなりの学生がそれに押し流されてしまったのである。

4. 現在大学当局は如何なる態度を取っているのか

かかる中で大学当局はどのような態度を取っているのかあつたか。それは、何よりも事実が明らかになってくれるであらう。

（つづいて続く）

民学同(統一会議) 70.5.18

学生の教室使用に對して理由なく拒否し、教職員が上りを張り、機動隊を待機させたといふこと、理學部の職員下駄を理由もなくパーギーしよつとしたこと。医学部においては、改革をめぐる人々に対して隠に陽に弾圧していると云ふこと。更に、助手の太学院手当てを6月分したことを等。

そして、6月15日をメドに教養教育の改革案を出さつと云ふ。また、阪大において^{出された}改革案から判断して、その内容はきつめて危険な、中教審に与つたものになる可能性が強い。当局は、一切の中間報告なしに、6月15日前後に改革案を出さつと云ふのだ。我々は、金表までに中間報告及び説明会をさせ、早急に改革案を検討しなければならぬ。

全學の學友諸君。

大學問題についての認識を深めようではないか。中教審、当局の反動攻撃に有効に反撃するために、直ちにクラス、学科、ゼミで大學問題研究会を作り、準備をしよう。